

琉球大学学術リポジトリ

八重山の教科書採択に関する問題点

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学教職センター 公開日: 2022-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002018012

八重山の教科書採択に関する問題点

佐久間正夫

A Study on Textbook Selection Issues in Yaeyama

Masao SAKUMA

はじめに

本稿は、八重山の中学校公民教科書採択(2011年当時:筆者注)に関して、その教科書の内容の検討を初め、本問題の経緯や、教育行政・教育制度の観点から見た問題点を明らかにすることを目的としている。

この「教科書採択」という用語は、「教科書検定」というそれとの対比で言うと、一般に、あまり馴染みがないように思われる。教科書採択とは、学校でどの教科書を使用するかを決めることを言う。教科書採択の権限は、公立学校の場合、所管の教育委員会に存する。

わが国では2011年、全国的に教科書採択が行なわれた。沖縄ではその際、石垣市、竹富町、与那国町という、1市2町から構成される八重山採択地区において、中学校の公民教科書をめぐり、1種類の教科書を採択することができない、という事態が生じた⁽¹⁾。石垣市と与那国町は育鵬社版の公民教科書を採択した。これに対し、竹富町は東京書籍版のそれを採択した。

筆者は、こうした動きを受け、「八重山の教科書採択に関する問題点」と題し、2011年10月30日と同年11月18日⁽²⁾に講演を行なった。本稿は、その講演の際に用いた論考に、加筆・修正を行なったものである。本稿は、学術論文的には必ずしも十分な論考とは言えないが、記録として残しておくという意味で、筆者は今回、本論考を公表することとした。

1. 育鵬社版中学校「公民」教科書の内容及び問題点

以下では、育鵬社版中学校「公民」教科書⁽³⁾について、日本国憲法に関わる記述を初めとして、いくつかの項目を取り上げ、分析する。特に国民主権、基本的人権の尊重の前提と位置づけられる、日本国憲法の平和主義について、それがどのように記述されているかを見ていく。他社の教科書との比較ができると、育鵬社版中学校「公民」教科書の特徴をより一層、抽出できたと考えられるが、今回は他社のそれを取り上げることはできなかった。なお、下記の40頁などの数値は、見本本の頁を示している。

育鵬社版の「公民」(あるいは、「歴史」)教科書に関しては、沖縄では他社のそれとの比較で、(1)男女の平等、(2)在沖米軍、(3)原子力発電、等々の側面から検討が行なわれている⁽⁴⁾ので、以下では、できる限り重複しないように項目を取り上げるようにした⁽⁵⁾。

(1)「天皇」に関する記述(第2章 私たちの生活と政治)

(1) 43頁:天皇は直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっています。

(2) 43 頁(コラム)：皇室は、日本の成り立ちや、その後の歴史に深くかかわってきました。とくに天皇は、国の繁栄や国民の幸福を祈る民族の祭り主として、古くから国民の敬愛を集めてきました。…(中略)…大日本帝国憲法では、天皇は元首であり統治権の総攬者でしたが、例外的に実権を行使した以外は直接政治を行ったわけではありませんでした。

日本の歴史には、天皇を精神的な中心として国民が一致団結して国家的な危機を乗り越えた時期が何度もありました。明治維新や、第二次世界大戦で焦土と化した状態からの復興は、その代表例です。

見本本によれば、以下に示すように、コラムなどで相当なスペースを割き、天皇の存在を美化しようとしている。天皇は「日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現し」、「国民の統合を強めたりする存在」である。また、「大日本帝国憲法では、…天皇は例外的に実権を行使した以外は直接政治を行ったわけではありませんでした」とされ、天皇の戦争責任を曖昧にしようとする記述が見られる。「日本の歴史には、天皇を精神的な中心として国民が一致団結して国家的な危機を乗り越えた時期が何度もありました」とされ、第二次世界大戦後の復興がその事例として挙げられている。しかし、第二次世界大戦後の焦土からの復興は、戦後の日本で行なわれた、政治面や経済面を初め、社会全体の民主化がもたらした結果であり、「天皇を精神的な中心として国民が一致団結して国家的な危機を乗り越えた」という認識は、事実に基づいた記述とは言えないであろう。

(2) 日本国憲法第9条に関する記述(第2章 私たちの生活と政治)

(1) 48 頁(コラム)：日本国憲法に示されている平和主義と、現実の国際情勢との関係を考えてみましょう。

(2) 49 頁：日本政府も、…(中略)…防衛態勢の整備や強化など、現実的な対応をしてきました。自衛隊は日本の防衛には不可欠であり、また災害時の救助活動などでも国民から大きく期待されています。政府は、…(中略)…自衛のための必要最小限度の防衛力をもつことまでは憲法は禁止していないと解釈し、自衛隊を憲法第9条に違反しないものと考えています。

(3) 49 頁(コラム)：日本以外の国でも、憲法で戦争の否認や放棄などが規定されています。また、同時に憲法で国民に国防の義務を課している国(具体的にはドイツ、大韓民国、イタリア、スイス、アゼルバイジャンの憲法が挙げられています)もあります。

見本本によれば、ここでは「平和主義」という項目を設け、見開き2頁を使って日本国憲法第9条の説明がなされている。その大部分が自衛隊に関する記述(「自衛隊の誕生」「第9条と自衛隊」という項目見出し)だと言っても良い。

(1)は、学習者に、日本国憲法は現実の国際情勢に合わない存在である、ということに関して考えてみよう、ということを求めている。

(2)の自衛隊の存在自体については、「自衛隊は日本の防衛には不可欠である」と、自衛隊を積極的に肯定するという、かなり一面的な見解だけが述べられている。

(3)では、日本は、憲法で国民に国防の義務を課していないが、いくつかの外国の憲法を引き合いにし、国民の「国防の義務」を強調していると言える。

(3) 日本国憲法改正に関する記述(第2章 私たちの生活と政治)

- (1) 50 頁(コラム)：2009 年 4 月の『読売新聞』の世論調査に基づき、憲法改正の賛否及び、憲法 9 条の改正の賛否の結果を挙げ、「憲法のどの部分をどのように改正する必要があるのかな」と学習課題を投げかけています。
- (2) 50 頁：(前略)自衛隊が PKO など他国軍と共同で活動しているときに、万が一、他国軍が攻撃された場合でも、日本の自衛隊は相手に攻撃することができないとの指摘があります。憲法改正の手続きは、このように憲法を現実に対応したものにしたり、条文の表現を改めたりするために定められています。
- (3) 51 頁：憲法を絶対不変のものと考えてしまうと、時代とともに変化する現実問題への有効な対応をさまたげることにもなりかねませんが、… (後略)。

見本本によると、(1)については、『読売新聞』だけが用いられている。この場合、多様な見方・考え方と言う観点から、様々な世論調査の資料が必要であろう。また、日本国憲法の「改正」についてはわざわざ、教科書の 2 頁を費やして説明がなされている。コラムでは、「各国の憲法改正回数」という表を掲載し(日本を含め、8 カ国)、「各国では必要に応じて比較的ひんぱんに憲法の改正を行っています」とされている。

(2)に関しては、「自衛隊が PKO など他国軍と共同で活動しているときに、万が一、他国軍が攻撃された場合でも、日本の自衛隊は相手に攻撃することができないとの指摘があります」と述べられている。そのためにも憲法の改正は必要であり、「憲法改正の手続きは、このように憲法を現実に対応したものにしたり、条文の表現を改めたりするために定められています」と説明されている。

(3) (2) と併せて考えると、憲法改正に関しては、特に第 9 条の改正が必要である、と学習者を誘導する意図が窺われる。

(4) 働く人の権利に関する記述(第 4 章 私たちの生活と経済)

- ・ 135 頁：若者の雇用は、不況の影響や雇用形態の多様化により不安定になり、アルバイトで生活するフリーターや派遣社員などの非正規雇用者、ニート、失業者の増加が問題になっています。

非正規雇用で代表されるように、若者の雇用が現在(2011 年当時：筆者注)、不安定になっているのは、1992 年のバブル経済崩壊後の長期に亘る不況の影響に因るものである。しかしながら、この不況を受け、1999 年に「労働者派遣法」が改正され、非正規雇用の拡大が図られた。このように、非正規雇用の増大という労働環境は、国によって作られたと言っても良い。現在の雇用情勢に関して、科学的なものの見方・考え方を身につける上で、こうした点も扱うべきではないか。コラムで、「労働基準法」「労働組合法」「労働関係調整法」の名称や目的は挙げられているが、「労働者派遣法」も学習資料に含められるべきだと考える。

(5) 国旗・国歌に関する記述(第 5 章 私たちと国際社会の課題)

- (1) 159 頁：日本では長年、日章旗(日の丸)を国旗、君が代を国歌とすることが、ならわしとして広く国民に定着しており、1999(平成 11)年には、そのことが国旗・国歌法として定められました。
- (2) 159 頁(コラム)：国旗の尊重：自国の国旗を故意に侮辱した者への制裁を明文化している国は、韓国、インドネシアなど新しい独立国に多くあります。日本では、外国の国旗を傷つけたり汚したりした者への処罰は刑法 92 条にその罰則が定められています。

見本本によれば、(1)については、日の丸を国旗、君が代を国歌とするならわしが広く国民に定着していたから、国旗・国歌法に結実した、と説明されている。しかし、事実に照らしてみると、この説明は全く、正確ではないであろう。1999年の国旗・国歌法案の審議の過程で、学校現場への強制はしないということが、当時の国会（小渕内閣：筆者注）で確認された。しかし、その後の歴史を見ると、東京都で典型的に行なわれた、君が代の斉唱をしない（入学式・卒業式の際に着席するという対応など）教員の処分が、強行されてきた。その処分を不服として、教職員側から裁判が起こされている。

(2)は、中学生に対して、国旗に敬意の念を抱かなければならない、と強力に誘導させる資料だと言えよう。また、160-161頁の2頁に亘って、「国旗・国歌に対する意識と態度」という特集コラムが組まれている。ここには、子どもたちに、国旗に対して半ば強制的に、敬意の念を持たせようとする意図が見られる。

2. 育鵬社版教科書登場の背景：2006年教育基本法成立後の教科書行政への影響

1で見てきたように、種々の問題を持つ育鵬社版の中学校歴史・公民教科書登場の背景として挙げられる最も重要な点は、2006年12月に成立した「改正教育基本法」（以下、2006年教育基本法と記す）の存在だと言える⁽⁶⁾。

2006年教育基本法第2条〔教育の目標〕には⁽⁷⁾、次のような規定がなされている。

「第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一号から四号までは、略。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」

この条文が、いわゆる「愛国心」条項と言われるものである。この条文については、2006年教育基本法案の審議過程で、国民の心のありようを法で規定するという問題性が指摘され、日本国憲法第19条（思想及び良心の自由）との関連で、大きな問題になった。

今回の八重山地区の教科書採択に関わって⁽⁸⁾、育鵬社版の教科書を推薦する人たちの多くは、「育鵬社版の教科書が一番、教育基本法の理念に合っている」と述べている。このことは、石垣市の教育長である、玉津教育長にも同様に当てはまる。そして、その場合、上に挙げた2006年教育基本法第2条第5号が念頭に置かれているのではないか。

このように、2006年教育基本法を絶対的な存在として位置づけ、2006年教育基本法を、育鵬社版の教科書の支持の根拠にする人たちが登場してきた。こうした事象はこの間、全国の教科書採択の場面で見られるようになった。旧教育基本法は、権力にとって都合の悪い存在であったが、上で述べてきたように、2006年教育基本法は、権力に非常に都合の良い法律に転換させられたと言える。

3. 八重山の教科書採択に関する問題点

ここでは、以下に示したように、この間の八重山の教科書採択問題をめぐる略年表から、教育行政・教育制度に関わる問題点をいくつか抽出し、検討していく。

(1) 八重山教科書採択問題に関わる経緯

日付	事 項
6/27	<p>・教科用図書八重山採択地区協議会（以下、八重山採択地区協議会）が、規約の改正により教科書採択にあたって、教員の意向を弱め、協議会の権限強化などの仕組みを打ち出す（順位付けの廃止）。</p>
7/25	<p>・八重山採択地区協議会と市民との意見交換会開催。玉津教育長からは、報道陣関係者のシャットアウトが要望される。</p>
7/31	<p>・「子どもと教育を考える八重山地区住民の会」が、八重山地区採択協議会が「新しい歴史教科書をつくる会」系の自由社、育鵬社の歴史と公民の教科書採択をめざしていることに抗議声明を発表する。</p>
8/9	<p>・八重山採択地区協議会は役員会で、沖縄県教育庁から要請された協議会委員の追加（校長と3市町村の指導主事）について、認めない方向性を打ち出す。</p>
8/10	<p>・沖縄県教育委員会が八重山採択地区協議会委員に、異例の指導、助言。県教委からは、教科書の適正な採択について懸念している、との見解が表明される。</p>
8/15	<p>・沖縄県内7団体による「9・29県民大会決議を実現させる会」と沖教組が県庁で会見、緊急アピールを発表。八重山地区の3市町の教育庁に送付される。</p>
8/16	<p>・沖教組委員長が石垣市教育委員会を訪れ、八重山採択地区協議会会長に対して、沖縄戦の実相をより正しく記述している社会科教科書の採択を要請する。 八重山地区の教科書問題をめぐり、沖教組が石垣市内で、教職員を対象に緊急学習会を開催する。</p>
8/17	<p>・「子どもと教科書を考える市民集会」（主催：子どもと教育を考える八重山地区住民の会）が開催、約350人が参加し、つくる会系教科書採択を危惧する。</p>
8/23	<p>・八重山採択地区協議会が、「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版の公民教科書「新しいみんなの公民」を選定。歴史は従来どおり、帝国書院「中学生の歴史」が選ばれる。</p>
8/25	<p>・八重山採択地区協議会が中学校の「公民」教科書に育鵬社版を選定したことに対して、八重山地区PTA連合会が同地区3市町の教育委員長に対し、不採択を要請する。 八重山採択地区協議会は、3市町へ選定した教科書を答申する。 八重山採択地区協議会は、中学校教科書の選定作業で、「公民」に加え、「家庭科」でも現場教員が務める調査員が推薦していない開隆堂版の教科書を選定する。</p>
8/26	<p>・石垣市、与那国町の教育委員会は、「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版「新しいみんなの公民」を採択する。</p>
8/27	<p>・竹富町教育委員会は、社会科公民教科書に東京書籍版「新しい社会 公民」を採択する。石垣市、与那国町両教育委員会は、育鵬社版を採択しており、八重山地区の教科書採択は、県内で初めて分裂状態となる。 沖縄県教育庁義務教育課は、「一本化することが地区協議会の責務」として再調整による一本化を求めている。</p>
8/28	<p>・竹富町教育長は、3市町の各教育委員長（八重山採択地区協議会のメンバーには入っていない）を主体とした再協議の場の設定を促すよう、沖縄県教育委員会の指導を求めた。</p>
8/31	<p>・八重山採択地区協議会は、3市町の教育長による役員会を開催し、公民教科書の本一本化について再協議を行なったが、協議は決裂する。</p>

9/2	・八重山地区教育委員協会（石垣市、竹富町、与那国町の教育委員全員で構成）が、公民教科書の一本化に向けて、臨時総会開催を予定する。
9/4	・那覇市で、育鵬社版公民教科書問題の報告集会在開催。約460人が参加し、不採択などの集会アピールを承認する。
9/8	・石垣、竹富、与那国の3市町の全13名の教育委員が、中学公民教科書の1本化に向けて協議し、「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版を多数決で不採択にする。 東京書籍版を多数決で採決。沖縄県教育庁は採択を「有効」とみなす。
9/11	・石垣市、与那国町の両教育長は、9/8協議は無効と訴える文書を、文科省と県教委に送付する。
9/12	・石垣市教育長が上京し、自民党の文部科学部会などの合同会議に出席予定。
9/13	・中川正春文部科学相が、3市町的全教育委員による協議について、「残念だが協議は整っていないと考えていかなるを得ない」とし、不採択は無効とした。
9/15	・文部科学省が沖縄県教育委員会に対し、八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果に基づき、3地区教育委員会で同一の教科書を採択するよう指導する。
9/20	・中川文部科学相：八重山採択地区協議会内で一本化することが望ましいが、「どうしても難しいという形になれば、それぞれかかる法律の趣旨に基づいて私たちも判断していく」。
9/27	・閣議決定により、3市町的全教育委員による協議について「無償措置法で定めた協議には当たらない」。
10/21	・中川文部科学大臣が、「いま検討の最終段階に私たちもきている。法的に可能な形で整理したい」。
10/26	・中川文部科学大臣は、八重山採択地区協議会が答申した、育鵬社版とは異なる東京書籍版の公民教科書を採択する意向を示している竹富町について、「教科書の無償給与の対象にならない」と述べる。 竹富町が東京書籍版を使用する場合は、町の自費購入を求める考えを明らかにする。 【出典】『沖縄タイムス』『琉球新報』に基づき、佐久間正夫が作成した。

八重山の教科書採択に関わる、以上の略年表を見てみると、八重山の教科書採択問題については大要、四つの段階があると言える。そして、それらを見ていくと、今回の教科書採択における教育行政・教育制度の問題点が浮き彫りになってくる。

第一は、八重山採択地区協議会の答申などに関わる問題である。第二は、沖縄県教育委員会の指導・助言のもと、石垣市、竹富町、与那国町の3市町の全13名の教育委員が、中学公民教科書の1本化に向けて行なった協議についての問題である。第三は、教科書採択はどのようになされなければならないか、といった教育委員会制度に関わる問題である。そして第四は、八重山の教科書採択問題に関する、この間の文部科学省による対応の問題である。以下では、これら四つの問題点について述べていく。

（2）八重山採択地区協議会の答申の問題性

八重山採択地区協議会の答申の問題性に関しては、『沖縄タイムス』や『琉球新報』を初めとして、すでにいろいろなところで「答申」に至るまでの問題点が取り上げられている。それらを簡略にまとめると、以下のようになるであろう。

玉津八重山採択地区協議会会長（石垣市教育長）は6月27日、協議会の規約を改正⁽⁹⁾し、協議会の委員を11人から8人に変更し、協議会委員から学校関係者を外した。玉津教育長は、現

場経験がある教育委員会の専門職員を外し、教育経験の有無を問わない、教育委員らの責任による教科書選定を主張していた。玉津教育長はまた、これまで行なわれてきた教科書調査員の順位付けを廃止⁽¹⁰⁾するなど、教員の教科書採択に対する意向を弱めるような仕組みを打ち出した。八重山採択地区協議会の役員会では、沖縄県教育庁から要請された協議会委員の追加(校長と3市町村の指導主事)に対して、役員の見解が一致しなかった。その結果、玉津教育長は、県の要請(=指導、助言、援助)を受け入れなかった⁽¹¹⁾。

育鵬社版公民教科書について、教科書調査員の意見は、例えば、「沖縄の米軍基地に関する記述が全くない。小さな写真のみ」など、14箇所もの懸念や注文が指摘されていた、とされている⁽¹²⁾。ここで、特に重要な点は、調査員が協議会に推薦した教科書の中に、育鵬社のそれは入っていなかった、という事実である。

このような過程を経て作成された「答申」に、なぜ育鵬社版の公民教科書が入れられたのであろうか。また、「答申」は一般に、法的な拘束力を有していない。「答申」のとおりにするかどうかは、各教育委員会の判断ということになる。しかしながら、八重山地区採択協議会は8月23日、育鵬社版の公民教科書を選定した⁽¹³⁾。

(3) 全13名の教育委員による9・8協議の有効性

石垣市、竹富町、そして与那国町の3市町における全13名の教育委員は9月8日、中学校公民教科書の1本化に向け協議し、多数決で育鵬社版の公民教科書を不採択とした。そして、全教育委員は、東京書籍版の公民教科書を多数決で採択した。沖縄県教育委員会は、この採択を有効とみなした⁽¹⁴⁾。

この9・8協議は、教科書無償措置法⁽¹⁵⁾第13条第4項に基づき、行なわれたものである。協議の場で、沖縄県教育庁の狩俣義務教育課長は、以下のように発言した。この発言は、「教育委員全員による協議」の性格について述べられたものであり、筆者は重要であると考えます。

「それぞれの教育委員会が協議を行なうのです。この場を〔教科書無償措置法第13条第4項に基づく：筆者注〕協議の場としていただきたいのが、教育委員会の指導・助言なのです」⁽¹⁶⁾。

このように、9・8協議は、「教科書無償措置法」で定められている協議として、有効だと言える。

(4) 教育委員会制度の理念からみた教科書採択制度のあり方

今回の八重山地区の教科書採択のあり方を、教科書の取り扱いを管理し、執行する権限を有する、教育委員会制度の理念や仕組みから見ると、どのように考えることができるだろうか⁽¹⁷⁾。

①教育長の位置と教育委員会との関係

「教育長」は、どのような職務を司るのであろうか。「教育長」と「教育委員長」「教育委員会」とは、どういう関係にあるのだろうか。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、地方教育行政法：以下は、当時の条文である：筆者注)第3条は、以下に示すように、教育委員会の組織について規定している。

「教育委員会は、五人の委員をもって組織する。ただし、…三人以上の委員をもって組織することができる」。

この規定に基づき、八重山地区においては、石垣市と竹富町ではそれぞれ、教育委員が5人、与那国町では3人で構成されている。教育委員はどのように選ばれるのか。「地方教育行政法」第4条は、「委員は、…地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」と規定している。つまり、石垣市では石垣市長が、竹富町では竹富町長が、与那国町では与那国町長が教育委員の人選を行なう、ということになる。

教育長はどのように選ばれるのか。「地方教育行政法」第16条は、「教育長は、…教育委員会の委員（委員長を除く）である者のうちから、教育委員会が任命する」と規定しており、教育長は教育委員の中から選出される。それでは、教育委員長は、どう選出されるのか。「地方教育行政法」第12条は、「教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と定めている。

教育委員会の中で、「教育長」と「教育委員長」は、どういう関係になるのか。「地方教育行政法」第12条は、「委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する」と規定し、第17条で、「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」とされている。つまり、教育委員会の代表は教育委員長であり、教育長は教育委員会の指揮監督を受け、教育に関する事務を司る、という関係になる。

以上の知見から、今回の教科書採択に当たっての問題点を指摘すると、石垣市の玉津教育長は、自らの職務権限の範囲を超えて、教育に関する事務を司った、ということである。教育長は法制度的には、「教育委員会の指揮監督の下に」職務を遂行しなければならないからである。管見によれば、石垣市では、教育委員会自体が、制度として機能していなかったように考えられる。また、法制度的には、教育委員会の代表は教育委員長であるから、教育長が教育委員会の承認を得ないで、公文書を他の機関（文部科学省など）に送付していたということも、問題だと言える。

②教育委員会制度の理念から見た採択権限の行使とは？

教科書の採択は、日本国憲法第26条に明記されている、一人ひとりの教育を受ける権利を保障すべく、行なわれなければならないであろう。教育行政の基本的責務は、教育の条件整備にある。したがって、教科書採択に当たって、教育委員会が行なわなければならないことは、教科書を実際に使用する教師や子どもたち、親や地域住民の意思を的確に把握し、それを反映させるような教科書採択の条件整備をするということであろう。

一般に、行政解釈では、教科書採択の権限は教育委員会にあるとされているが、「地方教育行政法」第23条第6号）、教育委員会が独断や恣意的に教科書採択を行なっても良い、ということにはならない。上で述べてきたように、教育委員会制度の理念に即して、教育委員会は教科書採択の権限を行使しなければならないと言える。

（5）10/26 中川文部科学大臣の見解の検討

中川文部科学大臣はこの間、八重山採択地区協議会が8月23日に提出した答申を有効とし、また、先に述べてきた、9月8日に行なわれた、八重山地区の13名の教育委員全員による協議を無効と判断した。しかし、管見によれば、これらの判断の際、法制度からの根拠は、全く述べられていない⁽¹⁸⁾。

竹富町は、八重山採択地区協議会が答申した、育鵬社版とは異なる東京書籍版の公民教科書の採択意向を示した。これに対して、中川文部科学大臣は、「教科書の無償給与の対象にならない」⁽¹⁹⁾と述べた。しかし、これは、日本国憲法第26条に明記された、「義務教育は、これを無償とする」という原理・原則を覆すものであると言えよう。

また、「教科書無償措置法」第10条は、県教育委員会が「[教科書の]採択について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない」と規定している。この規定に基づき、9月8日の全員協議は、沖縄県教育委員会の指導、助言のもとで行なわれたものであると言える。しかし、これについても、文部科学省は明確な法的根拠も示さず、全員協議を認めなかった。

「地方教育行政法」第48条は、「(前略)文部科学大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」と規定している。しかし、今回の竹富町に対する、「教科書の無償給与の対象にならない」との文部科学大臣の結論は、「必要な指導、助言又は援助」

に当たらないと言える。なぜなら、教育行政の基本的な責務は、教育の条件整備であるからである。教科書採択にあたって、文部科学省がこの場合にすべきことは、八重山地区の教科書採択が適切に行なわれるよう条件整備をすることであろう。

最後に、教科書採択をめぐる法制度面の早急な改善点を指摘しておく。現在(2011年当時：筆者注)、教科書採択に関する法制度は、採択地区ごとに同一教科書の採択を義務づける、「教科書無償措置法」⁽²⁰⁾と、各市町村教育委員会が教科書を採択する、「地方教育行政法」⁽²¹⁾の二つが存在し、矛盾を来している。文部科学省には教育条件整備として、この教科書採択に関する矛盾した法制度の根本的な解決が求められる。

おわりに

以上、2011年当時、八重山で起きた教科書採択問題の背景や経緯、そして、その教科書採択制度に係る問題点を見てきた。以下では、そこから明らかになったことを抽出してみよう。

第一は、育鵬社版教科書の内容に関することである。本稿で取り上げた、育鵬社版の公民教科書による「天皇」や、「日本国憲法第9条」などの記述を分析してみると、(1) 事実に基づいていないこと、(2) 科学の諸成果を踏まえていないこと、(3) 多様な考え方を提示しないで、学習者を一方的な見解に誘導しようとしていること、といった問題性が析出された。

第二は、教科書採択の経緯から明らかになった、教育行政・教育制度の問題についてである。本稿の検討によれば、(1) 八重山採択地区協議会から出された『答申』の内容が絶対視されていること、(2) (1)との関連で、育鵬社版の教科書が採択された理由が明らかではないこと、(3) 教育長の位置など、教科書採択に当たり、教育委員会の運営が、教育委員会に係る法制度に基づいていないと考えられること、(4) 文部科学省の条件整備の不備、という教育行政・教育制度の問題点が抽出された。

【付記】

本稿は、2011年10月30日及び同年11月18日、筆者が行なった講演：「八重山の教科書採択に関する問題点」で、筆者が報告した論考に、加筆・修正を行なったものである。

【注】

(1) 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第1項と第4項(2011年当時の条文：筆者注)が、該当条文になる。

(2) 講演会は、宜野湾市ジュビランスにおいて10月30日、「STOP! 戦争への道 10・30 連帯の集い」主催で、また、石垣市健康福祉センターで11月18日、「東京書籍版公民教科書を子どもたちに！住民大会」主催によって、開催された。

(3) 『新しいみんなの公民』育鵬社、2011年(見本本)。

(4) 例えば、『沖縄タイムス』2011年8月22日付には、「在沖米軍」の記述に関して、2012年度中学校公民教科書の各社比較が行なわれている。それによれば、ある軍事評論家が、育鵬社版の教科書に対して、次のようなコメントを付けている。「各社が〔沖縄の〕基地問題を日米安保条約や歴史的な時系列の中で表記していることについて、『歴史の流れの一つとして位置づけると、沖縄問題の意義や意味は浮かび上がらない。本来なら個別にきちんと取り上げるべき大きな問題』と物足りなさを指摘する。中でも、育鵬社や自由社は記述を最小限にとどめており、『問題にすらならない』と議論の余地も見つけにくいとする(後略)。

(5) ここでは、「大日本帝国憲法」に関する記述(第2章 私たちの生活と政治)と、「日本国憲法」

の成り立ちに関する記述（第2章 私たちの生活と政治）の二つの項目を取り上げていたが、紙幅との関係で割愛した。拙稿『『教育法』授業実践報告 - 八重山の教科書採択問題を中心に - 』『琉球大学教育学部紀要』第81集、2012年6月、233頁を参照。

(6) この動向とほとんど連動して登場してきたと言ってもよい、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」と略記）の動きは重要である。育鵬社の教科書は、戦前の政治や教育への回帰をめざす「日本教育再生機構」（八木秀次理事長）と、同機構が事務局となっている、「教科書改善の会」が作ったとされている。「日本教育再生機構」は、「歴史と伝統を否定する『戦後教育』が、60年以上にわたって深く国民の心と体を蝕み」と述べ、1947年に公布・施行された教育基本法の理念に基づく戦後の民主的な教育を攻撃の対象にしている。

しかしながら、この「日本教育再生機構」や、自民党の国会議員の有志でつくる、「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」の動きなどについては、本稿では取り上げることができなかった。

「つくる会」は1996年8月、創立の準備が始められ、翌年、創立総会が行なわれた。「つくる会」はその後、2001年と2005年に、扶桑社から中学校の歴史と公民の教科書を発行した。

2006年に成立した教育基本法は、2000年に小渕首相（当時）の私的諮問機関として設置された、教育改革国民会議が改正論開始の起点になる。

(7) 2006年教育基本法第2条は、1947年教育基本法第2条〔教育の方針〕を全面的に削除し、全く新たに〔教育の目標〕を設定している。2006年教育基本法の基本的な地位については、伊吹文部科学大臣（当時）が2006年12月15日、NHK ニュースの場で、「教育基本法は、教育の憲法のようなものです」と述べている。管見によれば、従来の1947年版の教育基本法を、権力側が「教育の憲法」と呼んだことは、戦後初期を除けば、ほとんどなかったのではないかと。

(8) 育鵬社版教科書を採択した教育委員会及び採択地区は、次のとおりである。

栃木県大田原市、埼玉県、東京都、東京都大田区、東京都武蔵村山市、神奈川県横浜市、神奈川県藤沢市、広島県呉市、香川県、愛媛県、愛媛県今治市、愛媛県四国中央市、愛媛県上島町（以上、歴史と公民を採択）。

神奈川県、島根県益田地区（益田市、津和野町、吉賀町）、山口県岩国地区（岩国市、和木町）（以上、歴史を採択）。

大阪府東大阪市、広島県尾道市（以上、公民を採択）。

育鵬社版の中学校歴史と公民の教科書の採択率が、それぞれ約4%（当時）になったとされている。前身にあたる扶桑社版歴史教科書の採択率は、約0.6%（当時）とされている。佐藤広美『『つくる会』系歴史教科書問題—採択の結果を受けて—』教育科学研究会編『教育』No.790、国土社、75頁。『教育』の本号では、杉並区や横浜市の教科書採択の問題が取り上げられている。山本直美「杉並区の教科書採択をめぐる」82-88頁、佐藤満喜子「横浜の教科書採択が提起した課題」88-93頁。また、横浜市の教科書採択をめぐるのは、以下の論考もある。加藤誠「横浜における『つくる会』系教科書採択をめぐる」クレスコ編集委員会・全日本教職員組合編『クレスコ』No.127、大月書店、2011年10月号、20-21頁。

(9) 筆者は当時、この改正規約を未見であった。『沖縄タイムス』2011年6月27日付。

(10) 全国的には、「つくる会」などが扶桑社版歴史教科書の採択のために、各都道府県教育委員会に働きかけ、2001年頃から、多くの都道府県で、教員による推薦や教科書の順位付けの仕組みがなくなっていく。例えば、『沖縄タイムス』2011年8月14日付。

(11) 役員会では、慶田盛竹富町教育長は、「校長らが加わることで教科書研究がより充実し、公正、公平な採択につながる」と県の要請どおり、校長と指導主事の追加を主張した。崎原与那国町教育長は、「（現協議会委員の）教育委員の中にも学識経験者がいるので必要ない」と述べた。玉

津会長は、指導主事を除いた、「校長 1 人」を追加することを提案した。『沖縄タイムス』2011 年 8 月 9 日付。

(12) 例えば、『沖縄タイムス』2011 年 8 月 25 日付。

(13) 例えば、『沖縄タイムス』2011 年 8 月 24 日付。

(14) 例えば、『沖縄タイムス』2011 年 9 月 9 日付。

(15) 正式名称は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」である。

(16) ステーション Q「八重山教科書ニュース」2011 年 8 月 31 日、9 月 20 日、10 月 12 日、11 月 11 日の各ニュースを参照。

(17) 地方教育行政法は 2014 年 6 月、改正された。本稿における条文はすべて、改正前の条文である。

(18) 例えば、『琉球新報』2011 年 10 月 27 日付。

(19) 同上。

(20) 第 13 条第 1 項と第 4 項が、該当条文である。

(21) 第 23 条第 6 号が、該当条文である。